

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年3月22日
事業者の氏名又は名称	とさでん交通株式会社(法人番号9490001007796)(代表者 樋口毅彦)
事業者の所在地	高知県高知市棧橋通4丁目12番7号
営業所の名称	棧橋高知営業所
営業所の所在地	高知県高知市棧橋通5丁目1番1号
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和4年11月30日、同年12月26日及び令和5年1月18日、不適切運行等を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第4項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。